

平成28年（行ウ）第211号 工事実施計画認可取消請求事件

原告ら 川村晃生 外737人

被告 国（処分行政庁 国土交通大臣）

参加人 東海旅客鉄道株式会社

準備書面22の陳述書

2019（平成31）年2月8日

東京地方裁判所民事第3部B②係 御中

同

弁護士 関島保雄

準備書面22は、原告適格に関する主張です。

第1 原告適格に関する基本的考え方

原告適格に関する行政事件訴訟法9条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいいます。当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもっぱら一般公益のなかに吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々の個人的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するといえることができます。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々の個人的利益としても保護すべきも

のとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通にする関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置づけられているとみることができるかどうかによって決すべきであるとするのが最高裁判例です。

そこで、本件事案について原告らの原告適格を以下の通り主張します。

第2 中央新幹線の安全性欠如に基づく原告らの原告適格について

1 鉄道事業法の検討

鉄道事業法の関係法令は、輸送の安全性について多くの項目を設け詳細な基準を設定しているとともに、利用者が特別の利害関係を有することを前提に、国土交通大臣が処分を行うに当たり、鉄道利用者に一定の手續関与の機会を付与するなど、輸送の安全性については、特に詳細な関係法令を整備しています。

2 乗客の生命身体に関わる輸送の安全性は、国民個々の利益や権利として、原告適格が認められるべきです。

中央新幹線が完成した際には東海道新幹線のぞみ号の本数は半分以下に減少させられます。参加人の営業政策で東海道新幹線のぞみ利用者を中央新幹線に移動させる方針である為、乗客は中央新幹線を利用せざるを得ない状況に置かれるのです。

そうすると、旅行や業務として又は仕事や学業等の通勤や通学等の手段として中央新幹線を利用する者は、危険な鉄道を利用することを余儀なくされることになるばかりでなく、ひとたび事故が発生すれば、中央新幹線利用者において多数の死傷者が発生することになります。

この原告適格の問題を考える場合、「もんじゅ」の原子炉設置許可処分の取消訴訟につき原子炉から約29km～約58kmの範囲の地域の居住する住民の原告適格を認めた最高裁判決を先例にあげることが出来ます。同判決は、原

子炉設置により将来万一事故が発生した場合、広範囲な地域の住民に生命及び身体に影響が及ぶ危険性があることから、原子炉から約29km～約58kmの範囲の地域の居住する住民の原告適格を認めたのです。

中央新幹線計画は約86%が地下トンネルであり、時速約500kmという高速で走行し、磁気浮上式という世界でも初めての技術での走行であり、技術の安全性も確立していない中で、万一事故になった場合は、多くの乗客の生命、身体の重大な危害を与える危険性があることは明らかです。中央新幹線を利用する可能性のある国民が、中央新幹線の安全性の確保を求めることは、国民個々人の個別的利益として原告適格を有しているのです。

第3 原告ら全員に、南アルプスの豊から自然環境を保護し享受する個別的利益があることについて

1 環境影響評価法の趣旨及び目的により保護される利益

本件認可処分については、環境影響評価法は関係法令となります。同法により本件認可処分にあたっては、事業に係る環境の保全に適正な配慮が求められているのです。

2 環境の保全に適正な配慮を行うにあたっては、本件認可処分によって生じる環境負荷の性質・態様・程度を考慮する必要があります。

南アルプスは、広大な地域が国立公園に指定された地域が多く、特別保護区域も広い範囲で存在するし、また鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区も広大です。

また2014年にユネスコのエコパーク（自然と人間が共生する地域）に登録されており、日本はおろか世界的に知られた豊かな山岳地帯です。一定の環境質が世界的にも社会的に承認されているのです。有史以前から長い年月をかけて形成されてきた山岳地帯の地形や水の流れ、そこに育まれた豊かな動植物の生態系の総体が、南アルプスの自然環境として広く一般に受け入れられてい

るのです。

このような環境の性質からすると、南アルプスの地形や水流、豊かな動植物の生態系が自然のままで保全されることで、自然環境としての価値が保持され、この価値に対する全国民の感情が維持される関係にあります。そうであれば、南アルプスの自然環境が維持されることについて、国民は、個々の幸福追求や経済活動の基盤として重要な法律的利益を有するというべきです。

- 3 南アルプスの貴重な自然環境を保護し又は自ら自然を享受する利益は、国民個々の利益です。

南アルプスの自然環境の保全を求める利益を、国民個々の利益と認めず原告適格を狭く解釈すると、結局は不特定多数の人の環境利益や生物多様性の保全にかかわる環境訴訟を国民個人が提起することは困難になります。

2001年に発効したオーフス条約は、環境権を実効的なものにするため、①環境情報へのアクセス権②環境に関する政策決定への参加権③司法へのアクセス権という三つの権利を、NGOを含む全ての市民に保障することを目的としており、2008年10月段階で世界42の国と地域が加盟しており、アイルランド以外全EUが加盟しています。日本政府はオーフス条約に加盟していませんが、同条約の趣旨に鑑みれば、司法が原告適格を拡大し、多数の人の環境利益や生物多様性の保全にかかわる環境訴訟を国民個人が提起する道を開くべきであります。

- 第4 本件実施計画の工事予定地に土地、建物、地上権、立木等物権的権利を有する者で、中央新幹線の工事によってそれら権利が侵害される者の原告適格について

- 1 本件中央新幹線の工事予定地に物権的権利を有している原告に対し原告適格があることについて

被告は、鉄道事業法に基づく工事施行認可により、鉄道事業地内等の不動産

について、権利等に制限を加える規定は存しないから、これら不動産の権利者が、当該工事施行認可により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者であるとは言えないとして本件中央新幹線の工事予定地に物権的権利を有している原告らの原告適格を否定しています。

しかし、本件認可処分による工事計画予定地に土地等不動産の物権的権利を有している原告は、認可処分により直ちに自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害される訳ではないが、工事計画の認可処分により、工事が進行することで将来必然的に侵害されるおそれのある者であることは明確です。

事業地の不動産に所有権等の物権的権利を有する者は、土地収用法の事業認定に対する取消請求をすることは可能ですが、土地収用法の事業認定取消請求をする迄、本件工事計画の認可が違法であること理由に工事計画の認可処分の取消を訴えることが出来ないとする正当な理由は存在しません。土地収用法による土地収用手続きは、工事がかなり進んだ段階でおこなわれます。その為、土地収用の段階で工事計画の認可処分の違法性を主張しても遅すぎるのです。

土地収用法の事業認定が行われると、土地収用委員会の裁決が行われますが、収用委員会は事業の違法性に関する審理はせず、専ら土地の金銭的評価だけを審査するのみです。このため、事業自体の必要性や適法性が全く収用委員会で議論されないまま、金銭的な補償のみで、物権が奪われていきます。そのような段階まで土地等の権利者に待てというのはその権利を実質的に奪うに等しいのです。

第5 原告各自の、本件認可による工事及び工事完成後の中央新幹線の運行により受ける被害予想と、原告各自の原告適格について

本件工事計画の認可処分による工事及び中央新幹線の運行に伴い、工事予定地等事業地の周辺住民の騒音、振動、大気汚染等様々な環境の被害により健康

又は生活環境等人格的利益に著しい被害を受けるおそれのある者の原告適格については、別表にその被害想定内容を原告ごとに被害が想定される項目に●印を記載しました。

本件事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域であるか具体的に本件認可に係る環境影響評価書との関係で検討しました。

別表の備考欄には原告住宅地と本件認可による中央新幹線の予定路線との距離の近い原告に関しては、その距離を記載してあります。

(1) 上水道飲料水に対する汚染被害のおそれのある原告

上水道の水源となっている河川や地下水が本件中央新幹線工事で汚染されたり、減水する危険性がある地域の原告には原告適格があります。

神奈川県在住の原告、山梨県の原告の内甲府市の一部、昭和町、中央市、笛吹市の一部、南アルプス市、富士川町の原告、長野県飯田市市民、愛知県春日井市在住の原告、静岡県の内大井川の水を上水道に使っている8市2町住民原告は原告適格があります。

(2) 簡易水道又は井戸水による飲料水源の枯渇又は汚染被害のおそれのある原告も原告適格があります。また、井戸水を飲料以外の生活用水として使っている原告、農業用水に井戸水や湧水を利用している原告で、中央新幹線工事が原因で井戸が枯れ、湧水が枯れる危険性を心配している原告には原告適格があります。

(3) 中央新幹線の列車走行による騒音、低周波や振動、微気圧等の被害を受ける可能性がある原告については、軌道中心線より両側800mの範囲を騒音振動等の及ぶ範囲と想定し原告適格を主張しています。

(4) 列車走行以外の工事関係の建設機械や車両等による、騒音、低周波、振動、大気汚染の被害を受ける可能性のある原告については、中央新幹線のトンネル工事による非常口周辺の住民、高架橋や橋梁、駅舎、車両基地、保守基地等の

中央新幹線の施設の建設予定地周辺から200メートル以内の原告らはこれらの被害を受ける可能性があり原告適格を有しています。

(5) 建設機械や建設資材及び残土運搬車両の走行により、騒音、振動、大気汚染、交通渋滞の被害を受ける危険性を主張する原告について

最大の問題は、工事関係者車両特に残土運搬車両の通行する道路やその走行範囲がいまだに決まっていないことです。

残土捨て場の場所とそこへの運搬する残土量が決まっていないので、運行車両の台数もルートも運行期間も決められないのが現実です。

巨大な残土が、中央新幹線の工事計画や予定されている1都6県の特へ山岳地帯など谷筋に棄てられる可能性が多い。その為広範囲に残土運搬車両が通る可能性があります。

本件一覧表では車両が運行される可能性としてかなり広範囲な地理的な範囲の原告にも原告適格を主張しています。

(6) 日照被害を受ける危険性がある原告

中央新幹線の高架橋や駅舎、保守基地、車両基地、非常口の建造物から北方や北西方向に110メートルの範囲の原告は日照被害が予想されます。

(7) 地盤沈下の危険性のある原告の原告適格

中央新幹線のトンネル工事により、トンネル上部又はトンネル中心線から100メートルの範囲に居住する原告は、原告適格を有しています。

(8) 景観が阻害される原告らの原告適格

中央新幹線の橋梁部及び高架部、駅舎、保守基地、車両基地、変電施設、換気施設の建設に伴い、沿線の景観が毀損される原告がいます。

特に高架部分が多い山梨県内の原告の内、甲府盆地を中心に居住する原告らは中央新幹線施設が出来ることで、富士山が見えなくなったり、南アルプス山

脈の景色が見えなくなったり、八ヶ岳連山の景色が阻害される等の被害を受けます。この点に関しては、参加人も環境アセスで景観阻害を認めて調査をしています。参加人の調査では主要道路から中央新幹線高架橋により富士山や南アルプス、八ヶ岳等の眺望が見えなくなる部分を一部予測しています。

参加人は甲府盆地全体の中で中央新幹線が出来た場合の高架橋や橋梁部、駅舎等が見える範囲を予測して地図を作成しているため、この範囲に居住する原告は中央新幹線の建設に反対している者であり、中央新幹線が見えること自体が景観を侵害すると考えているので、景観に関する原告適格を有しています。

(9) 地域の自然環境の保全を求める権利及び自然とふれあう権利

原告らは自らが居住する地域の自然環境が中央新幹線工事の為に現況が侵害され、地域の豊かな環境が失われることを危惧しています。中央新幹線予定ルートから離れた人も広い範囲から自然にふれあうため訪れるから、守ろうとする自然環境からの距離で限定すべきではありません。このような地域の自然に関心をもつ原告の原告適格を考える場合は、中央新幹線から一定の距離に限定されるべきではありません。

特に、残土置き場による原告地域の自然環境への影響も危惧されていますが、残土置き場が殆ど決まっていないため、どこに残土が捨てられるのかによってその地域の自然環境への影響が心配されます。

従って、今回の一覧表ではかなり広範囲の原告が、地域の自然環境への影響を心配しており、広範囲の原告に原告適格があるとして主張しています。

以上